

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後			改正前		
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第203条の2第5項</u> の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。			(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第203条の2第4項</u> の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会委員	月額 47,000円	四万十町一般職の職員の旅費に関する条例（平成18年四万十町条例第44号）に規定する旅費相当額	教育委員会委員	月額 47,000円	四万十町一般職の職員の旅費に関する条例（平成18年四万十町条例第44号）に規定する旅費相当額
選挙管理委員会委員長	日額 8,000円		選挙管理委員会委員長	日額 8,000円	
選挙管理委員会委員	日額 7,000円		選挙管理委員会委員	日額 7,000円	
代表監査委員	月額 44,200円		代表監査委員	月額 44,200円	
議員のうちから選任する監査委員	月額 37,000円		議員のうちから選任する監査委員	月額 37,000円	
農業委員会会長	基本額・月額 47,000円		農業委員会会長	基本額・月額 47,000円	
	活動・成果実績額 予算の範囲において町長が別に定める額			活動・成果実績額 予算の範囲において町長が別に定める額	

改正後			改正前		
農業委員会会長職務代理	基本額・月額	38,000円	農業委員会会長職務代理	基本額・月額	38,000円
	活動・成果実績額	予算の範囲において町長が別に定める額		活動・成果実績額	予算の範囲において町長が別に定める額
農業委員会委員	基本額・月額	37,000円	農業委員会委員	基本額・月額	37,000円
	活動・成果実績額	予算の範囲において町長が別に定める額		活動・成果実績額	予算の範囲において町長が別に定める額
農業委員会農地利用最適化推進委員	基本額・月額	37,000円	農業委員会農地利用最適化推進委員	基本額・月額	37,000円
	活動・成果実績額	予算の範囲において町長が別に定める額		活動・成果実績額	予算の範囲において町長が別に定める額
行政不服審査会委員	日額	7,000円	行政不服審査会委員	日額	7,000円
情報公開審査会委員	日額	7,000円	情報公開審査会委員	日額	7,000円
個人情報保護審査会委員	日額	7,000円	個人情報保護審査会委員	日額	7,000円
固定資産評価審査委員会委員	日額	7,000円	固定資産評価審査委員会委員	日額	7,000円

改正後			改正前		
区長連絡会会長	年額報酬	50,000円	<u>行政区長</u>	<u>基本額・年額</u>	<u>10,000円</u>
	出務報酬・1日	5,000円		<u>世帯数割・年額</u>	<u>1,200円</u>
区長連絡会委員	年額報酬	20,000円	区長連絡会会長	年額報酬	50,000円
	出務報酬・1日	5,000円		出務報酬・1日	5,000円
選挙長・開票管理者	日額	10,800円	区長連絡会委員	年額報酬	20,000円
投票所の投票管理者	日額	12,800円		出務報酬・1日	5,000円
期日前投票所の投票管理者	本庁・地域振興局の場合		選挙長・開票管理者	日額	10,800円
	日額	11,300円		投票所の投票管理者	日額
	その他の場合		期日前投票所の投票管理者		本庁・地域振興局の場合
	日額	8,400円		日額	11,300円
投票所の投票立会人	日額	10,900円		その他の場合	
期日前投票立会人	本庁・地域振興局の場合			日額	8,400円
	日額	9,600円	投票所の投票立会人	日額	10,900円
	その他の場合			期日前投票立会人	本庁・地域振興局の場合
	日額	7,100円	日額		9,600円
開票・選挙立会人	日額	8,900円		その他の場合	
社会教育委員	日額	7,000円		日額	7,100円

改正後		改正前	
学校医・学校歯科医 (嘱託医)	1校につき年額 47,500円 児童生徒1人につき年額 280円	開票・選挙立会人	日額 8,900円
学校薬剤師(嘱託薬剤師)	薬剤師につき年額 24,000円	<u>社会教育指導員</u>	<u>月額 131,400円</u>
附属機関の委員等	日額 5,000円	社会教育委員	日額 7,000円
上記以外の非常勤の特別職の職員	勤務内容に基づき任命権者と町長が協議により定める額	<u>体育指導委員</u>	<u>日額 7,000円</u>
		<u>教育相談員</u>	<u>月額 97,000円</u>
		学校医・学校歯科医 (嘱託医)	1校につき年額 47,500円 児童生徒1人につき年額 280円
		学校薬剤師(嘱託薬剤師)	薬剤師につき年額 24,000円
		<u>交通安全指導員</u>	<u>年額報酬 50,000円</u> <u>出務報酬・1日 1,500円</u>
		<u>町の一般事務に従事する事務嘱託員</u>	<u>勤務1日につき12,200円以内(月額で報酬額を定めるものにあつては、195,200円以内)で任命権者が町長と協議して定める額</u>
		附属機関の委員等	日額 5,000円
		上記以外の非常勤の特別職の職員	勤務内容に基づき任命権者と町長が協議により定める額